

# 桜区防災ニュース

第23号（令和3年7月）

刈谷市桜区自主防災会

## 風水害への備えについて

台風や集中豪雨が心配される季節になりました。日頃の備えと、万が一災害が起きた場合はどのように行動するか、改めて考えておきましょう。

刈谷市から、本年4月に、1000年に一回程度の大雨を想定した、水害ハザードマップが発行されました。また国の法律である、災害対策基本法が改正され5月から施行となりました。これらの情報をよく把握して、日頃から災害への心構えをしておくことが、防災上とても大切なことだと思います。

### 1. 水害ハザードマップについて

水害ハザードマップを見ると、桜地区はほとんどが浸水深0.3M未満の区域となっています。このため、余程のことがない限り、自宅に留まり安全を確保することが良いと思われます。ただし、屋根、外壁、窓などの風水害対策及び停電、断水に備えての備蓄、非常持出品の準備は徹底しておきましょう。不安を感じた場合は、まず自宅近くの指定避難所や親戚、知人宅又は桜市民館に早めの避難をお願いします。

刈谷市では、妊婦又は1歳未満の乳児を抱える人が、ホテルを利用した場合、2/3の補助金が出る制度もあります。（詳しくは市のHPを見てください）

刈谷市水害ハザードマップ QR コード



### 2. 改正災害対策基本法について

刈谷市から発令される避難情報は、「避難勧告」と「避難指示」が「避難指示」に一本化されました。「避難指示」は区域別に発令されますが、桜地区には河川水位上昇時の避難指示等発令区域はありません。しかし内水氾濫も想定されますので、防災気象情報、避難情報は常に気を付けておいてください。なお、もし発令された場合は、その区域にお住いの避難行動要支援者の方に対しては、「避難指示」をお伝えするとともに必要に応じて支援をいたします。

### 3. 桜地区風水害時の対応について

「地震発生時の対応」と「風水害時の対応」は分けて考える必要があります。風水害に対しては、災害発生前の自主避難が防災上の重要なポイントになりますので、事前の備えと早めの避難に心掛けてください。裏面にフローチャートを添付しましたので、ご確認をお願いいたします。